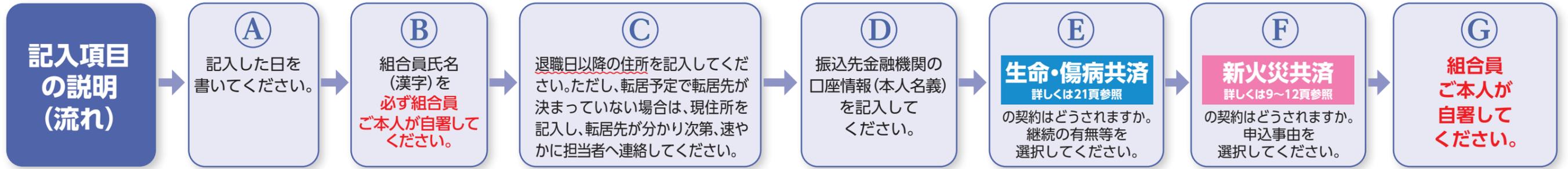


退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書の左ページ 記入要領

例 3月末退職の場合

下記の申込書で新火災共済、生命・傷病共済の2つの事業の退職手続を行います。警生協の事業を利用していない場合でも、出資金を返戻する手続きが必要ですので、書類を受け取られた方は必ず提出してください。なお、生命・傷病共済は退職後の勤務先により継続することができる場合があります。生命・傷病共済の継続を希望した場合、新火災共済も併せて退職後の勤務先で手続きをすることができます。3~6頁の記入要領に従って書類を作成してください。作成に際しては、ボールペン(黒色)で筆圧を強くして楷書で丁寧にはっきりと記入してください。訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、余白に記入してください。訂正印は必要ありません。



赤字の箇所を記入してください。

A 記入日(告知日) 令和*年*月*日

B 組合員氏名(漢字) **警生 太郎** (自署)

C 住所 **東京都千代田区三番町6-8** (7月1日以降も継続する場合)

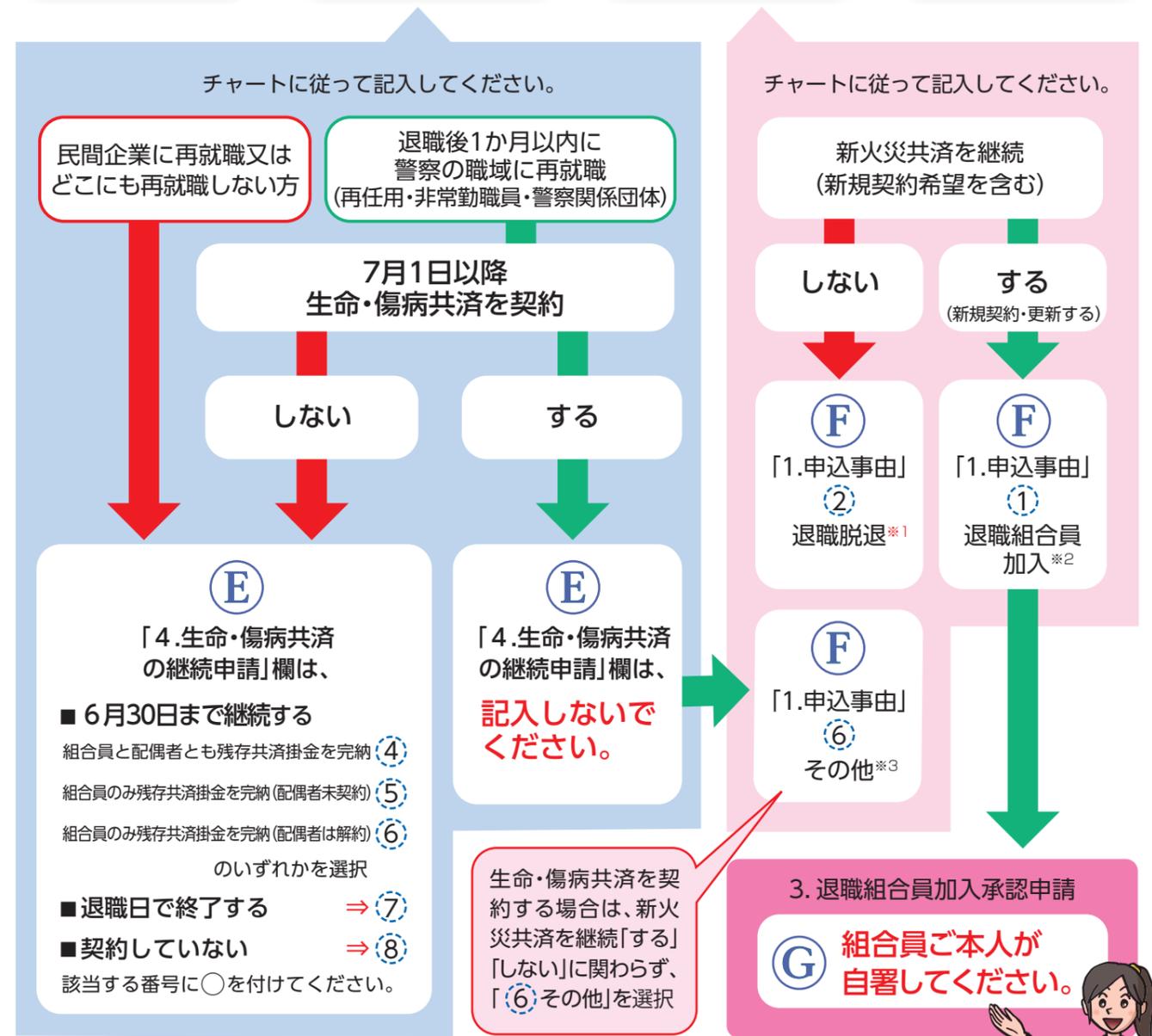
D 振込先金融機関(出資金・返戻金等) **東京三番町**

E 生命・傷病共済の継続申請欄は、**6月30日まで継続する**

F 1. 申込事由 **① 退職組合員加入(新火災共済契約)**

G 組合員ご本人が自署してください。

残存掛金	払込済月(退職月分まで)	残存掛金の算出(退職した月の翌月以降分)	残存掛金の送金
組合員	生命 3月まで	1,240円 × 2ヶ月分 = 2,480円	合計 7,440円
傷病 3月まで	1,300円 × 1ヶ月分 = 1,300円		
配偶者	生命 3月まで	1,240円 × 1ヶ月分 = 1,240円	合計 3,720円
傷病 3月まで	1,300円 × 1ヶ月分 = 1,300円		



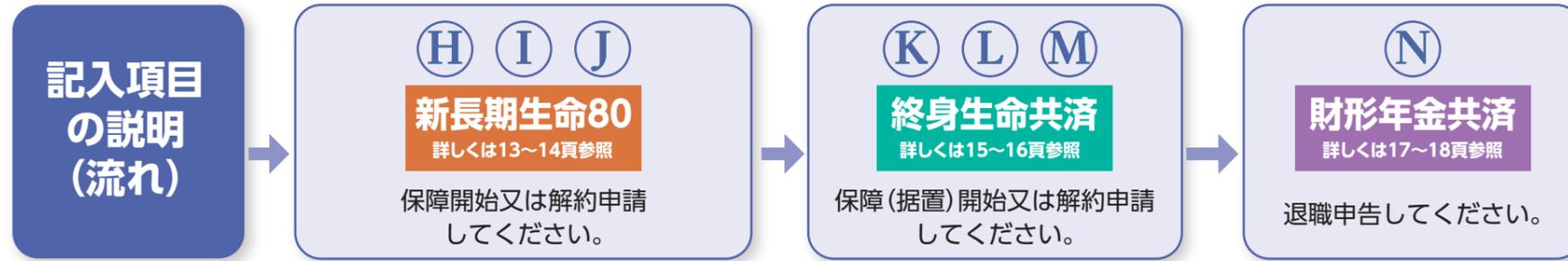
※1 退職脱退をされると、今後、新火災共済を再度契約することはできませんのでご注意ください。
 ※2 加入条件があります(詳しくは9頁「退職組合員制度」参照)。
 ※3 「⑥その他」に○を付けた方は、警察の職域に勤務されている間、現職組合員として生命・傷病共済と併せて新火災共済の契約ができます。ただし、生命・傷病共済は4月1日現在66歳未満であることが条件です。また、非常勤職員の場合は、継続して1年以上勤務することが見込まれ、かつ勤務時間が1週間につきおおむね25時間以上であることが条件です。



退職組合員加入申込書 兼 脱退手続等申込書の右ページ 記入要領

例 3月末退職の場合

下記の申込書で新長期生命80、終身生命共済及び財形年金共済の3つの事業の退職手続を行います。



赤字の箇所を記入してください。

5. 新長期生命80保障開始・解約申請 (長期生命共済を契約している方)

申請事由(該当する番号に○をしてください)

① 保障開始 下記コース・型・入院日額により共済金の保障を受けたいので申請します。併せて、必要原資額に不足があった場合の不足額の申込み、又は、超過があった場合の超過額の返戻を申請します。

② 解約 退職年月日をもって解約をしたいので申請します。併せて、解約返戻金の返戻を申請します。

ご希望のコース・型に○をしてください。

本人コース	⇒	5000	7000	10000
本人・配偶者コース	⇒	5000	7000	10000

本人・配偶者コースに変更する場合は、下記を記入してください。

配偶者氏名 カタカナ 姓 名 生年月日

漢字 氏 名 昭和 平成

受取人の指定または変更する場合は、下記を記入してください。

組合員死亡の場合の受取人 カタカナ 姓 名 続柄コード

漢字 氏 名 続柄コード

6. 終身生命共済保障(据置)開始・解約申請 (終身生命共済を契約している方)

申請事由(該当する番号に○をしてください)

① 保障(据置)開始 下記コース・型・口数により共済金の保障(据置)を受けたいので申請します。併せて、必要原資額に不足があった場合の不足額の申込み、又は、超過があった場合の超過額の返戻を申請します。

② 解約 解約したいので申請します。併せて、解約返戻金の返戻を申請します。

ご希望のコース・型に○をしてください。

本人コース	⇒	①	③	⑤
本人・配偶者コース	⇒	1-1	3-3	5-5

本人・配偶者コースに変更する場合は、下記を記入してください。

配偶者氏名 カタカナ 姓 名 生年月日

漢字 氏 名 昭和 平成

受取人の指定または変更する場合は、下記を記入してください。

組合員死亡の場合の受取人 カタカナ 姓 名 続柄コード

漢字 氏 名 続柄コード

7. 財産形成年金貯蓄者の退職等申告 (財形年金受給を予定されている方)

支那コード 99 税務署長殿 令和 *年*月*日

よりがな 姓 名 警生 太郎 (生年月日) *年*月*日

住所 〒102-8607 東京都千代田区三番町6-8

退職、転任その他の理由により、租税特別措置法施行令第2条の32第2項に規定する不遡格事由に該当することとなったので、この旨を申告します。

種別	生命共済の共済掛金	確認申告書の提出年月日	99年99月99日
積立期間の末日	99年99月99日	年金支払開始日	99年99月99日
不遡格事由発生日	年 月 日	不遡格事由の内容	退職

勤務先 所在地 名称

賃金の支払者 所在地 名称 法人番号

受入機関の名称 所在地 名称 法人番号

職員番号 1 2 3 4 5 6 7 8 組合員番号 1 2 3 4 5 6 7

H 5. 新長期生命80保障開始・解約申請 積立中の契約をどうされますか

- 保障を開始する ⇒ ① 保障開始
型・コース・入院日額を選択
⇒ 後日、過不足額のお知らせが届きます。不足する場合は一括で払い込んでください。保障開始後は、型・コース・入院日額の変更はできません。
- 解約を申請する ⇒ ② 解約
⇒ 「2.振込先金融機関」欄(D)に記入した口座へ返金します。一度解約されると新規契約はできません。(早期退職後、定年年齢前に警察の職域に再就職する場合を除く。)

I 下記の方は告知が必要です。

- 本人コースから本人・配偶者コースに変更する方(生命・傷病共済の本人・配偶者コースを契約している場合は不要)
- 生命・傷病共済を未契約で、新長期生命80の入院日額を増額する方

J 本人・配偶者コースに申し込まれた方

配偶者の氏名・生年月日・配偶者死亡の場合の受取人欄を必ず記入してください。

K 6. 終身生命共済保障(据置)開始・解約申請 積立中の契約をどうされますか

- 保障を開始する ⇒ ① 保障(据置)開始
型・コース・契約口数を選択
⇒ 後日、過不足額のお知らせが届きます。不足する場合は一括で払い込んでください。保障開始後は、型・コース・契約口数の変更はできません。
- 解約を申請する ⇒ ② 解約
⇒ 「2.振込先金融機関」欄(D)に記入した口座へ返金します。一度解約されると新規契約はできません。(早期退職後、定年年齢前に警察の職域に再就職する場合を除く。)

L 下記の方は告知が必要です。

- 本人コースから本人・配偶者コースに変更する方(生命・傷病共済の本人・配偶者コースを契約している場合は不要)
- 生命・傷病共済を未契約で、終身生命共済の契約口数を増口する方

M 本人・配偶者コースに申し込まれた方

配偶者の氏名・生年月日・配偶者死亡の場合の受取人欄を必ず記入してください。

N 7. 財産形成年金貯蓄者の退職等申告

記入日、氏名(漢字)、郵便番号、住所を記入してください。引越しをされる方も、記入時点の住所を記入してください。また、既に受給されている方、財形年金請求書を提出済みの方も、必ず記入してください。